

令和7年度

行政監査（テーマ監査）
結果報告書

令和8年3月30日

静岡市監査委員
同
同
同

深 澤 俊 昭
白 鳥 三和子
堀 努
石 井 孝 治

目 次

第 1	監査の基準	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	3
第 5	監査の主な実施内容	3
第 6	監査の実施場所及び日程	3
第 7	監査の結果等	4
1	監査の結果	6
2	その他必要と認める事項	9

第1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

1 監査の名称

令和7年度行政監査（テーマ監査）

2 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項

第3 監査の対象

1 監査のテーマ

適切な要綱の制定について

2 選定の理由

要綱とは、行政の執行の指針を定めた内部規程であり、対外的に法的な拘束力・強制力を持つものではないものの、行政運営における事務処理の実施手続や補助金の交付手続など多岐にわたる実務上の手続が定められており、本市においては各種事務事業を実施するための重要な指針である。

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の規定によれば、要綱の制定における専決者は、重要なものは局長等共通、軽易なものは課長等共通、その他のものは局次長等共通とされており、また、令和6年4月18日付け06静総政第62号政策法務課長通知「要綱の制定改廃に関する政策法務課への合議について（通知）」では、原則として政策法務課への合議の要否の確認及び合議が不要となったことから、より一層、各局及び各所属による適切な要綱管理を徹底する必要がある。

そこで、各局及び各所属による適切な要綱管理に向けて、要綱制定が適切に実施されているかについて、監査を実施することとした。

3 監査対象とした所属及び要綱

(1) 要綱制定を実施した所属（所属名は、監査実施時点のものである。）

局等の名称	部名等	所属名	要綱の名称
総合政策局		企画課	令和7年国勢調査静岡市実施本部設置要綱

		社会共有資産利活用推進課	静岡市東静岡2号調整池活用事業者選定審査委員会設置要綱
財政局	財政部	財政課	静岡市財政会計顧問設置要綱
		管財課	静岡市来庁者用駐車場パネル広告掲出取扱要綱
		契約課	静岡市建設業関連業務に係る総合評価方式制限付一般競争入札実施要綱
観光交流文化局		観光政策課	静岡市観光情報ウェブサイト改修事業補助金交付要綱
		文化政策課	静岡市まちは劇場地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱
		歴史文化課	静岡市歴史文化のまちづくり地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱
環境局		G X推進課	静岡市燃料電池バス運行支援事業補助金交付要綱
		森林経営管理課	静岡市持続可能な森づくり研究会設置要綱
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉総務課	静岡市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業実施要綱
		健康づくり推進課	静岡市がん検診推進事業実施要綱
	保健衛生医療部	介護保険課	静岡市介護保険施設等給水設備整備事業補助金交付要綱
		保健衛生医療課	静岡市救護病院救急医療体制整備事業補助金交付要綱
子ども未来局		幼児教育・保育支援課	静岡市令和7年度私立子ども園・保育所等気になる子への保育支援事業補助金交付要綱
		子ども家庭福祉課	静岡市妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費補助金交付要綱
経済局		産業基盤強化本部	静岡市デジタル関連企業立地促進事業補助金交付要綱
	商工部	産業政策課	静岡市工業用LPガス料金高騰対策支援金交付要綱
		産業振興課	静岡市全国菓子大博覧会出展支援事業補助金交付要綱
	海洋政策部	B X推進課	静岡市地方大学・地域産業創生事業補助金交付要綱
農政部	農業政策課	静岡市農業構造転換支援事業補助金交付要綱	
都市局	都市計画部	都市計画課	静岡市都市計画マスタープラン改定懇話会設置要綱
		景観まちづくり課	御伝鷹地区地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱

	交通政策課	静岡市自転車のまち振興事業補助金交付要綱
	清水まちづくり推進課	静岡市草薙駅周辺地区地域おこし協力隊活動支援事業補助金交付要綱
上下水道局 水道部	中山間地水道課	静岡市飲料水供給施設等整備事業補助金交付要綱
教育委員会事務局教育局	教育総務課	静岡市静岡平和資料館をつくる会戦後80年事業補助金交付要綱
	学校教育課	静岡市特別支援教育推進協議会設置要綱

(2) 政策法務主任者への研修を行うなど、市の政策法務管理の推進を担う所属
総務局政策法務課

第4 監査の着眼点

- 1 要綱の制定に当たっての専決者は適切か。
- 2 要綱の制定に当たり、必要な合議及び審査を経ているか。
- 3 要綱に必要な事項が規定されているか。
- 4 要綱は関連する法令、例規、要綱等との整合が図れているか。
- 5 要綱に明らかな誤りはないか。
- 6 標準例が示されている場合、当該標準例に即したものとなっているか。
- 7 市民への周知が適切になされているか。
- 8 上記のほか、要綱制定に係る事務が適正かつ的確に行われているか。

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局職員による帳簿簿冊等関係書類の監査及び説明聴取を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所
監査委員事務局執務室
- 2 日程
令和7年10月27日から令和8年3月30日まで

第7 監査の結果等

1 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

（1）監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

第1から第6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

（2）監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、指摘事項はなかった。

（3）3件の業務意見があった。

2 その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

3件の指導事項があった。

監査の結果等の詳細は、後述のとおりである。

用語説明

① 指摘事項

合規性、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から是正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は次のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性（Economy）・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性（Efficiency）・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性（Effectiveness）・・・目的を達成し、効果を上げているか。

② 指導事項

①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

③ 業務意見

監査の結果に必然的に伴う、各業務に対する監査委員の意見である。

【参考】

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第3項から第8項まで 略

9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第10項以降 略

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第6号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

第1号 略

（2）行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

注）本文中で引用している法令、例規等の名称や条文は、改正の時期によって、その改正内容が反映されていない場合があります。

監査の結果等

1 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、3件の業務意見があった。

【業務意見】

① 各局及び各所属による適切な要綱管理の徹底について（各所属）

要綱の制定改廃に関する事務については、令和6年4月18日付け06静総政第62号政策法務課長通知「要綱の制定改廃に関する政策法務課への合議について（通知）」により、原則として政策法務課への合議の要否の確認及び合議が不要となった。このことに関し、今回抽出した新規制定の28要綱の各所属に対して所管の要綱の制定改廃に関する事務における影響の有無を確認したところ、「局政策法務主任者が新任のため、大変時間がかかった」、「要綱の書式や内容の正確性の検討が不足することが考えられる」、「課内に政策法務に精通した職員が不在の場合は内容の精査及び適切な事務の実施に不安が残る」、「内容の不備などに対するチェック機能の精度のムラがある」といった意見があったが、これは少数であり、影響がない旨の意見が多数であった。

しかし、今回の監査において、次のような状況を確認した。

- ・ 要綱を新規制定した28所属のうち、誤りや改善すべき点がなかった所属は2所属のみであり、単純な誤字脱字だけでなく、要綱中で他の条項を引用する際の誤りが6所属あった。
- ・ 国の要綱に基づく国庫補助金の対象となる間接補助事業において、国が県知事に対する交付決定を取り消した場合の返還金に係る加算金等の納付を県知事に求める規定があるところ、当該加算金等は県知事が法令等に違反した場合等に国に納付するものであるにもかかわらず、市の補助金交付要綱において、市から交付決定を取り消された事業者が市に加算金等を納付することを規定していたものがあった。

確かに、内部的な事務について定めた要綱については、政策法務課の合議を不要とすることで、一定程度、事務の効率化につなげることに異論はない。また、法制執務のルールと異なる規定の仕方があったとしても、内容に誤りがなければ、実質的な支障は生じない。

一方で、これまで政策法務課が専門的な知識をもって要綱審査をしてきており、各所属が政策法務課の合議を不要としたことに影響がないと言い得るためには、各所属は自らのチェック機能をこれまで以上に働かせなければならないはずである。そして、今回の監査で確認された引用条文の誤りについては、規定しようとする条文の形式的な確認を、また、

加算金等についても、加算金等を納付させることができるのか、その根拠の確認を徹底できていれば、いずれも防げたものであり、このような誤りが生じた要因は法令の専門的知識の有無ではなく、基本的な決裁におけるチェック機能が十分に働いていないことによるものである。

各所属にあっては、この監査の過程で、自らが制定した要綱に何らかの誤りがあったことを認識したはずである。今後は、政策法務課への合議が不要となったということは、各局及び各所属の責任において、これまで以上に自律的に確認を行う必要があるということを含めて認識し、適切な要綱の制定改廃の事務がなされることを期待する。

② 各所属に対する支援について（政策法務課）

前記①の各所属に対する意見として述べたように、複数の要綱で不備を確認したことから、各局及び各所属において要綱管理が適切に執行されるよう組織としての更なる適切な制定改廃事務の徹底と支援について政策法務課に確認したところ、要綱は、職員にとって最も身近な規程であり、日々の業務の指針・基準とされていることから、一定の行政経験がある者が要綱標準例などを参照すれば内容の理解や運用に大きな支障はないと考えているとのことであった。

確かに、各所属が制定することが多い補助金交付要綱には、標準例が用意されていること、また、確認された誤りのうち指導事項としたものは3件にとどまることを踏まえれば、政策法務課への合議の要否の確認及び合議を不要とする取扱いは、要綱の制定改廃事務において大きな支障がないという政策法務課の考えは首肯できる。一方で、軽微な誤りであっても、令和6年4月以降に静岡市が制定した要綱には、およそ何らかの誤りがあるとの状況については、要綱制定に係る組織としての確認が適切になされていないとの評価につながる。

また、今回の監査で明らかな引用条文誤りが見受けられたため、このことについての政策法務課の考えを確認したところ、本来引用すべき条文が一見して明らかとまでいえないときは、事務に支障を生じる可能性があるため、今回の監査により明らかになった不備等については、政策法務課で実施する研修等において特に注意を促すとともに、新たに要綱の制定改廃に関する留意事項等について通知を発出し、要綱案の起案や審査において疑義が生じた場合は政策法務課に相談するよう、改めて注意喚起を図っていく必要があると考えているとのことであった。

この点については、定期監査での提言でも述べたように、所属によって日常的な事務執行において政策法務の実践に必要な能力の定着の程度にバラつきがあるともいえる状況の中で、

これまで政策法務課が担ってきた要綱審査の役割を各局及び各所属に担わせるためには、単に注意を促すだけでは十分でなく、どのような不備が事務事業に大きな支障を与えることになるのか、各局が要綱の審査をするに当たって、要綱で誤りが生じやすい事項はどのようなところか、重点的に注意しなければならないのはどのようなことかなどを認識できるよう具体的に伝えることが必要である。

今回の監査を通じ、政策法務課が研修や通知などにより、適切な要綱管理に向けて各局及び各所属に対して働き掛けをしていくことや各局及び各所属からの疑義に対して広く相談に対応していくといったことが確認できた。この政策法務課による働き掛けや相談への対応により各局及び各所属における適切な要綱管理が徹底されることを期待するとともに、政策法務課への合議の要否の確認及び合議を不要とする運用への見直しを契機とし、各局及び各所属における政策法務人材育成に係る意識の醸成を図り、政策法務人材育成指針に定められる政策法務能力の目標達成に向けた取組が着実に進められることで、各局及び各所属の政策法務に関する能力の底上げが図られることを望む。

③ 市ウェブサイトでの要綱の公表について（各所属）

既存事業の見直しに伴い、政策法務課が実施してきた市ウェブサイトでの要綱の公表事業は廃止され、令和6年3月にリニューアルした市ウェブサイトにも各所属が掲載し、公表する運用とされた。この運用の開始に当たり、令和6年3月1日付けで政策法務課長から各所属宛てに「要綱検索システムの要綱データの確認・修正作業について（依頼）」が発出され、その依頼によれば、市ウェブサイトへの掲載の対象とする要綱は、原則として全ての要綱とされていることから、今回の監査の対象となった要綱が市ウェブサイトに掲載しているかを監査調書により確認したところ、多数の要綱が公表されていない状況を確認した。

この理由としては、「当該要綱が主な要綱でない」、「市民に直接影響がない」、「事業の対象者が限定されている」、「制度の内容が複雑であるためそのまま公表することは誤解や混乱を招く」といったものから、「特に理由はない」というものもあった。

確かに、政策法務課長からの依頼では、要綱を所管する所属において継続的に市民に周知する必要があるかなどを検討するよう記載されていることから、市ウェブサイトへの掲載は各所属の判断に委ねられている。そして、要綱の公表の趣旨を市民が自分にとって必要な情報を入手することができるようにすることにあると考えるのであれば、その関係する対象者にのみ周知がなされていれば足りるとも考え得る。

しかしながら、要綱の公表の趣旨は、そのことに限られるものではなく、静岡市情報公開

及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例（平成19年静岡市条例第11号）に基づく市が保有する情報の市民との共有及び当該情報の提供・公表を推進するという観点から、事務処理の内部規程である要綱についても積極的に公表することで、行政の透明性を確保するといった側面を踏まえることが重要であるため、各所属においては、要綱の公表の必要性を限定的に捉えることなく、原則として全ての要綱を公表するという姿勢により対応されることを望む。

2 その他必要と認める事項

3件の指導事項があった。